諮問庁：法務大臣
諮問日：平成１８年７月２７日（平成１８年（行情）諮問第２４０号）
答申日：平成１９年３月３０日（平成１８年度（行情）答申第４９１号）
事件名：非常電鈴配線及びスイッチ更新仕様書等の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

福岡拘置所の「非常電鈴配線及びスイッチ更新仕様書」及び「非常電鈴配線図完成図書」（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定は，妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は,行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。）３条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し，福岡矯正管区長（以下「処分庁」という。)が平成１８年３月２８日付け福管総発第１２５号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるものである。

２　審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によれば，おおむね以下のとおりである。

（１）審査請求書の記載

ア　審査請求人が，開示を求める部分とは，福岡拘置所が「総合監視卓警備システム及び矯正施設用電気設備工事標準図平成１３年版等に係る非常電鈴装置等を含む警備機器等を悪用しては居室内一定箇所で異常音を発生させている部分」である。

イ　審査請求人が求める部分を開示したからといって，直ちに法５条４号及び６号に該当するとは考えられない。

ウ　矯正施設用電気設備工事標準図平成１３年版，福岡拘置所の「センサー型動体管理システム説明書」が一部開示されており，これらの部分と審査請求人が開示を求める部分を比較して，公にできない部分のみ黒塗りし，できるだけ部分開示することは可能である。

エ　原処分は違法で，取り消されるべきであり，開示決定を求める。

（２）意見書の記載

ア　非常電鈴装置の設置台数は，福岡拘置所の「物品管理簿・物品出納簿」からも特定できる。また，「特記仕様書」（福岡拘置所収容棟等新営（電気設備）工事）（平成１８年（行情）諮問第３０７号）で新設回線数が開示されている。

イ　非常電鈴装置の形状については，矯正施設用電気設備工事標準図平成１３年版等で既に開示されている。

ウ　非常電鈴装置の特徴に関しても，「総合警備システムタッチパネル取扱説明書」（小倉拘置支所）及び「タッチパネル操作機取扱説明書」（福岡刑務所）（以上，平成１８年（行情）諮問第２４２号），「総合警備システム更新整備完成図書」（福岡刑務所）（平成１８年（行情）諮問第２７５号）のように，小倉拘置支所や福岡刑務所では，特徴を開示しており，福岡拘置所に限り特徴の開示ができないとは言えない。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件審査請求に至る経緯は，次のとおりであった。

審査請求人は，平成１８年１月１７日受付開示請求書により，処分庁に対し，「福岡拘置所の非常電鈴装置の取扱説明書，取扱マニュアル，操作方法，注意事項等が記載された文書及び仕様書，図面，設計図，使用機器等一覧表」の開示請求を行ったところ，処分庁は，同年２月６日付けで，福岡拘置所が保有する非常電鈴装置に係る文書として，「仕様書」及び「図面」が存在することを情報提供するとともに，これらを本件対象文書として特定してよいか意思確認を求めた。これに対し，審査請求人は，当該「仕様書」及び「図面」で特定して構わないが，「設計図及び使用機器等一覧表」については請求を維持する旨回答してきたことから，処分庁は，法１０条２項の規定に基づき，開示決定等の期限の延長を行った上で，同年３月２８日付け開示決定通知書により，本件開示請求のうち，福岡拘置所の非常電鈴装置の取扱説明書，取扱マニュアル，操作方法，注意事項等が記載された文書及び仕様書，図面に係る文書として，本件対象文書を特定し，このうち，法５条４号及び６号に該当する部分を一部不開示とする決定を行ったところ，審査請求人は，同年５月２５日受付審査請求書により，本件対象文書のできる限りの開示を求めたものである。

２　刑事施設の責務の一つには，未決・既決を問わず，刑事施設内にその身柄を確実に収容して拘禁状態を確保することがあるが，これは裁判の執行の大

前提をなすものであり，これが損なわれれば，例えば受刑者等であれば適正な刑の執行が不可能となる上，万が一にも逃走や身柄奪取等の事故が発生した場合には，国民に極めて大きな不安と動揺を与え，社会の治安の根幹を揺るがす結果となり，刑事施設の担う責務は果たされないこととなる。

したがって，刑事施設がその責務を果たすためには，自殺，逃走，外部から行われる身柄奪取や逃走の援助，外部からの侵入又は施設に対する攻撃等による施設機能の妨害や破壊，刑の執行に対する妨害等を阻止する必要があり，このため，刑事施設は，従来から，保安・警備に万全を尽くすよう努めるとともに，具体的な施設構造など保安警備体制に関する内部情報を外部に公にすることはなかったところである。

3　本件対象文書は，福岡拘置所における非常電鈴装置の配線及びスイッチ更新時の仕様書及び配線図面であり，同装置は，刑事施設における保安事故等の緊急事態に備え設けられているもので，当該事態に対する迅速かつ適切な対応のために必要不可欠な，いわば刑事施設の保安警備体制の要とも言うべき装置であるところ，不開示とした部分には，同装置の設置台数，設置場所，形状及び特徴並びに具体的な配線の状況が記載されている。これらを公にすることにより，自殺や逃走，身柄の奪取等を企図する者が，同システムの正常な機能の阻害をもくろむことが考えられるなど，刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないものであることから，法５条４号に該当し，不開示とすることが相当である。また，これらを公にした場合，上記の支障を回避するため，従来の同装置の設置台数や設置場所を変更せざるを得ない状況に追い込まれるなど，福岡拘置所における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることも否定できず，同条６号にも該当するものである。

4　なお，審査請求人は，自らが開示の実施を受けた過去の開示決定を引き合いに出し，同決定と原処分を比較対照することによる開示・不開示の判断を求めているが，同決定に係る開示文書と本件対象文書はそれぞれ異なるものであり，それぞれの開示請求はあくまでも別の開示請求であると考えることが相当であることから，これらの過去の開示決定の内容は，原処分に影響を及ぼすものではない。

5　以上のことから，本件対象文書のうち，法５条４号及び６号に係る部分を不開示とした原処分は相当であると認められ，本件審査請求には理由がないことから，本件審査請求を棄却すべきであると思料する。

6　諮問庁は，上記１から５までの理由説明において，本件対象文書のうち

「非常電鈴配線図完成図書」（以下「完成図書」という。）の一部の図面について，非常電鈴装置の押しボタンに係るものであることを前提に，その不開示情報該当性について説明したところであるが，当該図面は，非常電鈴装置に係るものではなく，動体管理システムの作動をキャンセルする復旧ボタンに係るものであることが判明した。

したがって，当該図面については，本来，本件対象文書として特定されるべきものではなかったものであるが，完成図書の中に混入する形で特定された経緯について，福岡拘置所に確認した実情は，次のとおりである。

7　福岡拘置所では，平成１４年に，動体管理システム（以下「システム」という。）を新設するとともに，Ｂ棟，Ｃ棟及びＤ棟の非常電鈴装置（以下「装置」という。）のスイッチ及び配線を更新整備しているところ，システムの新設については，平成１４年１月２１日に業者への説明を行い，競争入札により落札した特定会社と，同月３０日付けで契約を結び，同年３月末までの工期で工事を行っており，一方，装置の更新整備については，システムの工期に重なる時期に，随時，業者への説明を行い，随意契約により，同年３月５日付けで別の特定会社と契約を結んでいる。本件対象文書のうち完成図書は，装置の更新整備が完了した後の同年４月に，別の特定会社から取得したものである。

以上のとおり，福岡拘置所では，システムと装置の整備等をほぼ同時期に実施しているところ，システムの復旧ボタンと装置の押しボタンとの押し間違えを防止するため，双方の形状等を異なるものとする必要が認められたことから，装置の更新整備に係る見積書の提出を希望する個々の業者への説明の際に提示することを目的に，同所の担当職員が，当該図面を，既にシステムの新設について契約済みであった特定会社から取得している。その後，本来であれば，装置に係る業者説明が終了した時点で，１年未満保存の行政文書として，その必要性が認められなくなったものとして廃棄すべきところであったものの，完成図書を，行政文書ファイル「支出関係書類（支出計算書，証拠書類，添付書類）（Ｈ１４）」として保存するに当たり，担当職員が，誤って当該図面を完成図書の一部として編てつし，さらに，本件対象文書の特定に当たっても，当該図面がシステムに係るものであることに気付かず開示を行ったものである。

8　この結果，完成図書の中に非常電鈴装置に係る押しボタンの図面が含まれないこととなるが，当該図面の保有の有無等について，同所に確認したところ，同所では非常電鈴装置の押しボタンの図面を保有していないとの

ことであった。その理由としては，警備機器のボタンは形状が明らかであることから，通常，施設として当該ボタンの図面を取得することはなく，取り分け，装置が従来から刑事施設に広く普及している一般的な機器であることに鑑みると，あえて取得する必要性も認められなかったことから，取得していないものである。一方，システムの復旧ボタンに係る図面は，上記のとおり，非常電鈴装置の更新整備に係る業者への説明に用いるという特殊な事情があったため，特に取得したものである。

第４　調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

①　平成１８年７月２７日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年１０月１６日　　審査請求人から意見書及び資料を収受
④　同年１１月８日　　本件対象文書の見分及び審議
⑤　平成１９年２月８日　　諮問庁の職員（法務省矯正局成人矯正課企画官ほか）からの口頭説明の聴取
⑥　同年２月２０日　　審査請求人から補充意見書及び資料を収受
⑦　同年３月７日　　審議
⑧　同月１３日　　諮問庁から補充理由説明書を収受
⑨　同月２２日　　審査請求人から補充意見書を収受
⑩　同月２８日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件対象文書について

本件対象文書は，福岡拘置所における非常電鈴装置の配線及びスイッチ更新時の仕様書と配線図である。

このうち，原処分において不開示とされたのは，非常電鈴装置のスイッチの設置個数，スイッチの新規設置場所，スイッチの形状及びスイッチの特徴（スイッチの色及びスイッチを入力した際に発光する発光ダイオードの色）並びに非常電鈴装置の機器配置・配線系統であり，審査請求人は，不開示とされた部分は法５条４号又は６号のいずれにも該当せず，開示を求めると主張し，不服の理由を述べている。

そこで，当審査会において本件対象文書を見分したところ，上記の記載があることが認められる。

これについて，諮問庁は，これらを公にすることにより，自殺や逃走，身柄の奪取等を企図する者が，同装置の正常な機能の阻害をもくろむことが考えられるなど，刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及

ぼすおそれがあることは否定できないものであることから，法５条４号に該当し，また，これらを公にした場合，上記の支障を回避するため，従来の同装置の設置台数や設置場所を変更せざるを得ない状況に追い込まれるなど，福岡拘置所における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることも否定できず，同条６号にも該当すると説明している。

諮問庁は，審査請求人が開示すべきと主張する部分につき，なお不開示とすべきとしているので，以下，本件対象文書の不開示部分について，不開示情報該当性を検討する。

２　本件対象文書の不開示情報該当性について

（１）福岡拘置所は，他の刑事施設と同様に，適正かつ迅速な裁判の実現及び刑の適正な執行のため，被収容者を拘禁し，必要な処遇を行うこと等をその業務としている。このような刑事施設の業務の性格から，一般に刑事施設においては，被収容者の逃走の危険性が常に存在し，また，刑事施設を攻撃し，被収容者の身柄の奪取や逃走の援助を企図する者が時として存在し得ることも否定できないものと認められる。そして，このような事態の発生は，社会に極めて大きな不安と動揺をじゃっ起するのみならず，刑の執行に重大な影響を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって，刑事施設を管理する行政機関の長としては，これらの事態の発生を未然に防止するよう努めることは当然のことと考えられ，保安・警備用の機器である非常電鈴装置に関する情報が，逃走を試みる者あるいは刑事施設への攻撃や逃走の援助等を企図する者に取得された場合には，このような事態が生じる可能性が高くなるおそれがあるものと認められる。

（２）本件対象文書の不開示部分には，非常電鈴装置の特徴やその機器配置・配線系統が正確かつ詳細に記載されており，これらを開示した場合には，非常電鈴装置の正常な動作への妨害，当該装置の破壊が可能な手順や方法を推測させるおそれがあり，特に，その機器配置・配線系統は，施設の内部構造や位置関係を推測させるおそれが強いことは否定できないものと考えられる。

（３）法５条４号は，特に，「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」ことを不開示情報の一つの要件として規定している。その趣旨は，当該情報の性質上，開示・不開示の判断に，刑の執行等に関する将来の予測をも前提とした専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから，同号に規定する不開示情報に該当するかどうかについての行政機関の長の判断を尊重し，その判断が合理性を持つもの

として許容される限度内のものであるか否かという観点から審理するのが適当であるとされたものである。そして，上記（１）及び（２）で述べた事情によれば，行政機関の長が本件対象文書の不開示部分を公にすることにより刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとした判断は不合理なものとは言えず，本件対象文書の不開示部分に記載された情報は，法５条４号に規定する相当の理由がある情報に該当するものと認められる。

（４）なお，諮問庁は，法５条６号にも該当するとしているが，上記（３）のとおり，当該部分は同条４号に該当すると認められるため，同条６号については判断するまでもない。

３　文書管理の適正化について

諮問庁は，当初，理由説明書及び口頭説明において，本件対象文書のうち，スイッチの形状を記載した図面について，非常電鈴装置の押しボタンに係るものであることを前提に説明したが，その後，当該図面は，非常電鈴装置の押しボタンに係るものではなく，本件諮問の対象外である動体管理システムの押しボタンに係るものであることが判明したとし，本来，特定されるべき図面ではなかったが，非常電鈴配線図完成図書に係る行政文書ファイルに誤って編てつしたため，原処分において特定されてしまったものと説明している。

したがって，上記説明を是認するとしても，当時の文書管理が不適切であったと言わざるを得ず，諮問庁においては，今後，かかる編てつの誤りを防止するため，行政文書ファイルの作成に当たっては，保存文書の確認・点検を徹底させるなど，文書管理の適正化をより一層図ることが望まれる。

４　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

５　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法５条４号及び６号に該当するとして不開示とした決定については，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は，同条４号に該当すると認められるので，同条６号について判断するまでもなく，妥当であると判断した。

（第１部会）

委員　矢崎秀一，委員　村上裕章，委員　吉岡睦子